

# トレンド・フォロー・オープン(安定型)

## 追加型投信 / 内外 / 資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券)	年4回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。  
 <社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www.toushin.or.jp/>>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。  
 この目論見書により行う「トレンド・フォロー・オープン（安定型）」の募集については、発行者であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年7月14日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月15日にその届出の効力が生じています。

- ・ ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ・ 投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

### ■委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

#### ユナイテッド投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第414号 設立年月日:1999年9月17日/資本金:11億5,500万円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:631億174万円(2011年11月末現在)

### ■受託会社<ファンドの財産の保管および管理を行う者>

株式会社りそな銀行

#### <照会先>ユナイテッド投信投資顧問

インターネットホームページ: <http://www.unitedinv.co.jp/>

お客様デスク: 03-5542-7150 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

**1** 株価指数・債券・通貨や原油・金属・農産物など、世界各国の取引所に上場されている様々な先物およびわが国の債券を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

① 世界約50ヵ所の取引所における200以上の先物取引を主な投資対象とし、積極的に分散投資を行います。

### 投資対象例

株価指数	金利・債券	通貨	エネルギー	金属	農産物
米S&P500指数 米ラッセル2000指数 日経225指数 TOPIX指数 英FTSE100指数 独DAX指数 DJユーロSTOXX指数 スイスSMI指数 スペインIBEX指数 イタリアS&P/MIB指数 スウェーデンOMXS30指数 香港ハンセン指数 韓国KOSPI指数 台湾MSCI指数 カナダS&P/TSE指数	米国長期国債 米国中期国債 米ドル短期金利 日本長期国債 日本円短期金利 ドイツ長期国債 ドイツ中期国債 ドイツ短期国債 ユーロ短期金利 スイス長期国債 スイス・フラン短期金利 英長期国債 英ポンド短期金利 カナダ長期国債 カナダドル短期金利 豪長期国債 豪中期国債 豪ドル短期金利 メキシコ中期国債 台湾中期国債	円 米ドル 豪ドル 英ポンド ユーロ スイス・フラン スウェーデン・クローナ カナダ・ドル ブラジル・レアル メキシコ・ペソ チェコ・コルナ ハンガリー・フォリント 南アフリカ・ランド トルコ・リラ ノルウェー・クローネ アイスランド・クローナ シンガポール・ドル	WTI原油 ブレント原油 ドバイ原油 ガソリン 灯油 軽油 天然ガス	金 銀 プラチナ パラジウム アルミニウム 銅 亜鉛 鉛 ニッケル	小麦 カンザス小麦 オート麦 トウモロコシ 大豆 大豆油 大豆ミール コーヒー ココア 綿 砂糖 オレンジジュース パーム油 キャノーラ油 ゴム 飼育牛 生牛 豚赤身肉 冷凍豚バラ肉

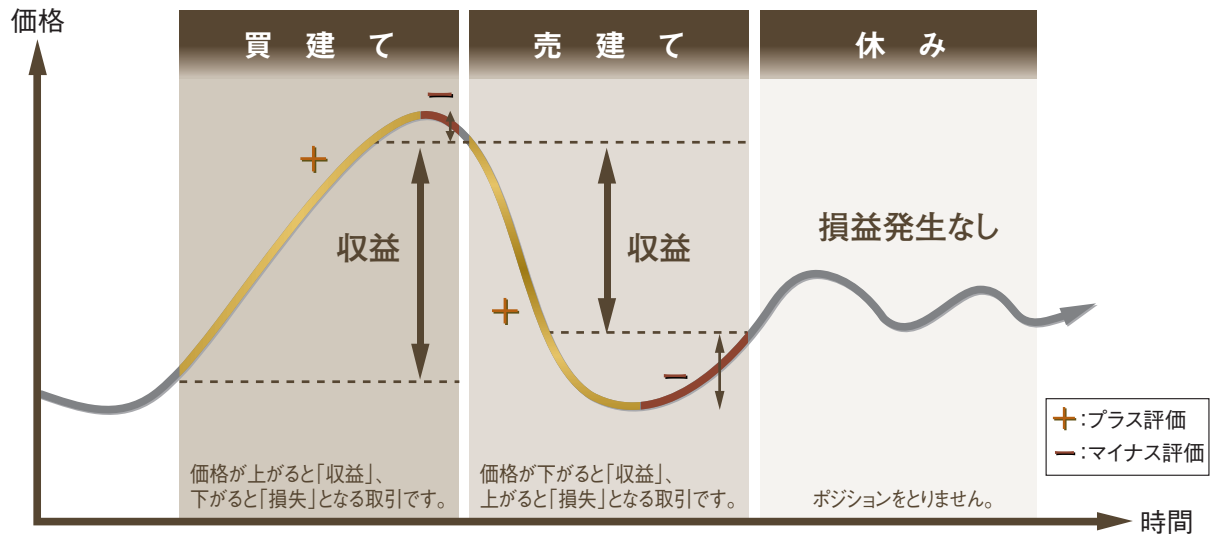
(注) 上記はあくまでも例であり必ずしもこれらに投資するとは限りません。また、これら以外での運用を行うこともあります。

② わが国の債券への投資にあたっては、AA格以上の格付けを有する債券を中心とする投資適格債券に投資を行い、リスクの低減を図ります。

※ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です(詳しくは、後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。)

## ファンドの目的・特色

- ③ 先物取引への投資にあたっては、トレンド・フォロー戦略※により、相場の上昇時だけでなく、下落時でも収益の獲得を目指します。広範囲の各投資対象について、市場のトレンドに追隨して先物の「買建て」、「売建て」もしくは「休み(ポジションなし)」を行います。



(注) 上記イメージ図は、トレンド・フォロー戦略による運用をイメージしたものであり、将来の投資成果を示唆、保証するものではありません。また実際の収益および損失の多寡を示すものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

※トレンド・フォロー戦略とは、市場のトレンド(方向性)に追隨してポジションを構築する運用戦略をいいます。また、当該戦略は、商品投資顧問業者(CTA=Commodity Trading Advisor)が多用する戦略であることから、「CTA戦略」とも呼ばれています。この“Commodity(コモディティ)”には、いわゆる商品先物だけでなく、株式指数などの金融先物や為替も含まれます。

## 2 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資対象とする投資信託証券の名称および基本投資配分比率は以下の通りです。

投資信託証券の名称	基本投資配分比率
ケイマン籍円建外国投資信託「トランストrend・エンハンスド・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TER ユニット」※	45%
証券投資信託「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」	55%

(注1) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

(注2) 上記投資信託証券の概要については、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※運用は、オランダに本拠を置く、トランストrend社が行います。

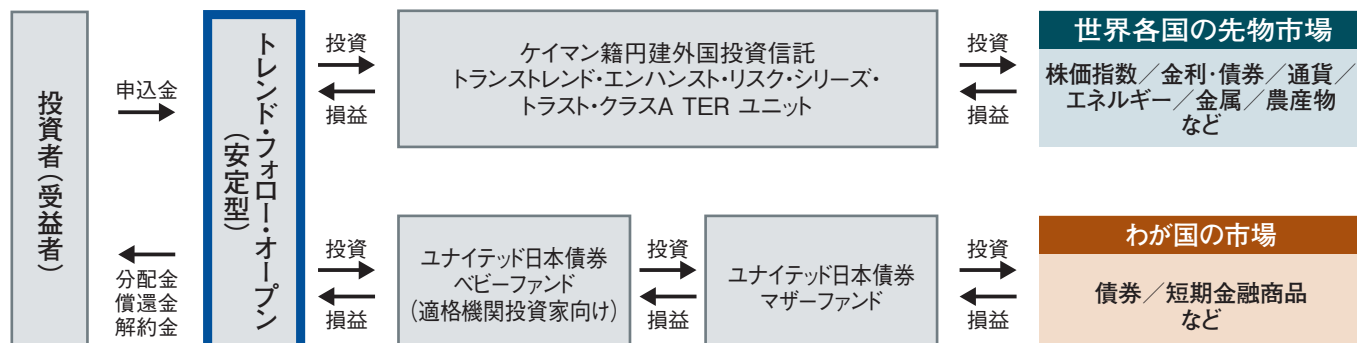
トランストrend社は、1991年11月にオランダに設立されたマネージド・フューチャーズ戦略で運用する会社であり、ラボバンク・ネーデルラント傘下の運用会社であるロベコ・グループN.V.の100%子会社です。広範囲な先物市場をコンピューター分析し、トレンドを捕捉しリスク管理された独自の運用プログラムを構築しています。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

## ■ 分配方針

年4回(毎年1月、4月、7月、10月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券ならびに世界各国の取引所に上場されている様々な先物取引等デリバティブ取引を行いますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

### 価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、債券などの有価証券への投資ならびに先物取引等デリバティブ取引および為替取引を行いますので、組入資産の値動き、市場金利の変動、先物取引等デリバティブ取引に伴う相手方の財務状態等の変化等の影響を受け、当ファンドの基準価額が値下がりする場合があります。

### デリバティブ取引に伴うリスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、デリバティブ取引を行います。一般にデリバティブ取引は少額の投資資金で、その数倍の取引を行うことが可能です。したがって、当該デリバティブ取引においては、小さな値動きでも、多額の利益または損失をもたらす可能性があります。また、流動性に欠ける場合には、清算できない可能性があります。なお、当ファンドが投資する外国投資信託証券においては、商品先物取引を行います。商品先物取引は、さまざまな要因(商品の需給関係の変化、天候、農業生産、為替相場、金利の変動および政治的・経済的事由等)に基づいて変化するため有価証券関連の先物取引等とは値動きが異なります。

### 流動性リスク

組入有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模の縮小や市場動向によっては、組入有価証券が当初期待される価格での取引もしくは機動的な売買ができないことがあり、当ファンドの基準価額に悪影響を及ぼすことがあります。また、当ファンドが投資する外国投資信託証券の取得申込みおよび解約(換金)請求は、原則として週次で行われますので、申込みもしくは解約(換金)できない事態が発生した場合には、当ファンドの運用に支障をきたす可能性があります。

### 為替変動リスク

当ファンドが投資する外国投資信託証券は、為替(通貨)そのものを取引の対象としているため、為替相場の変動による影響を受けます。為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用しております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

- パフォーマンスの考査  
ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果が投資委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理  
コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、内部統制委員会に報告され、審議を行います。

※上記体制は平成23年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 運用実績

データ基準日：2011年10月31日現在

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	8,951 円
純資産総額	99 百万円



## 分配の推移

決算期	分配金
第5期(平成22年10月15日)	280 円
第6期(平成23年 1 月17日)	0 円
第7期(平成23年 4 月15日)	0 円
第8期(平成23年 7 月15日)	0 円
第9期(平成23年10月17日)	0 円
設定来累計	280 円

\*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

\*分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

## 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
トランストレンド・エンハンス・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TER ユニット	47.8%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	48.3%
現金等	3.9%
合計	100.0%

\*比率は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

トランストレンド・エンハンス・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TER ユニット	
セクター別平均リスク配分	比率
商品	46.2%
為替	14.6%
金利	27.8%
株式	11.4%
合計	100.0%

\*比率は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

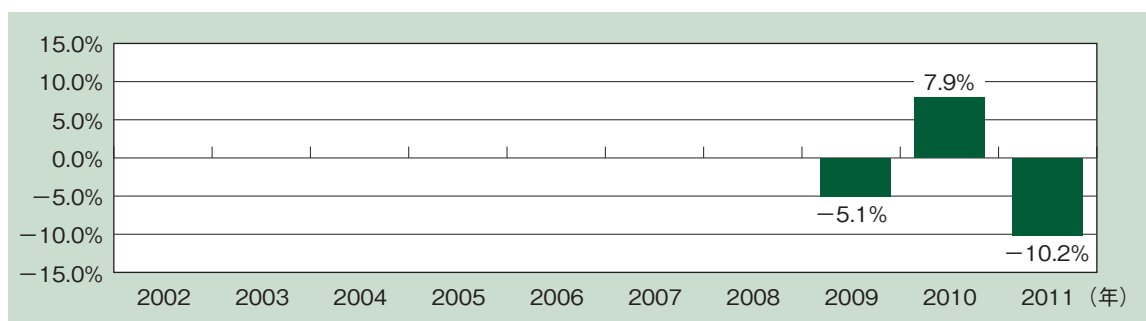
組入れ上位品目 (リスク配分)	買/売	比率
天然ガス	売	10.7%
独10年国債	買	8.7%
米10年国債	売	5.6%
砂糖	買	4.6%
カナダドル	買	3.8%

\*比率はRobeco Institutional Asset Management B.V.のデータを基にユナイテッド投信投資顧問で算出したものです。

ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	
組入れ上位銘柄	比率
第272回利付国債(10年) 2015年9月償還	19.7%
ドン・キホーテ第5回無担保社債 2016年3月償還	19.2%
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 2045年12月償還	18.4%
第498回東京電力株式会社社債 2012年12月償還	17.1%
第58回利付国債(20年) 2022年9月償還	10.2%
第30回利付国債(30年) 2039年3月償還	8.1%
第109回利付国債(20年) 2029年3月償還	5.9%

\*比率は「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2009年は設定日(6月30日)から12月末までの騰落率です。2011年は10月末までの騰落率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額(1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口もしくは1円単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として換金(解約)受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成23年7月15日から平成24年7月12日(期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午までにお願います。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	平成31年10月15日までとします。(平成21年6月30日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合 ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月と10月の計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。
購入・換金申込不可日	以下の日においては、購入および換金(解約)のお申込みができません。 ・ルクセンブルグまたはケイマン諸島の銀行休業日

# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																		
購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <b>5.25%</b> (税抜 <b>5.00%</b> ) として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。																	
信託財産留保額	1万口につき換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%の率を乗じて得た額を、ご換金(解約)時にご負担いただきます。																	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年1.407%(税抜 年1.34%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間末日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</th> <th>年 1.407% (税抜 年 1.34%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.525% (税抜 年 0.50%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年 0.84% (税抜 年 0.80%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.042% (税抜 年 0.04%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする投資信託証券*</td> <td>年 1.2855% (税抜 年 1.28%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担</td> <td><b>年 2.6925% (税抜 年 2.62%)</b></td> </tr> </tbody> </table>		当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.407% (税抜 年 1.34%)	配分	委託会社	年 0.525% (税抜 年 0.50%)	販売会社	年 0.84% (税抜 年 0.80%)	受託会社	年 0.042% (税抜 年 0.04%)	投資対象とする投資信託証券*		年 1.2855% (税抜 年 1.28%)	実質的な負担		<b>年 2.6925% (税抜 年 2.62%)</b>
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 1.407% (税抜 年 1.34%)															
	配分	委託会社	年 0.525% (税抜 年 0.50%)															
		販売会社	年 0.84% (税抜 年 0.80%)															
		受託会社	年 0.042% (税抜 年 0.04%)															
投資対象とする投資信託証券*		年 1.2855% (税抜 年 1.28%)																
実質的な負担		<b>年 2.6925% (税抜 年 2.62%)</b>																
<p>※当ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、基本投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.20%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。</p>																		
その他の費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)</li> <li>・信託財産に関する租税</li> <li>・監査費用(消費税相当額を含みます。)</li> <li>・諸費用(目論見書の作成費用など)</li> <li>①目論見書などの作成および交付に関する費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用、④公告に係る費用、⑤法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用など</li> </ul> <p>なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資対象である「トランストrend・エンハンスト・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TER ユニット」においては、信託報酬のほか、毎月の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%の実績報酬がかかります。</li> </ul>																	

### ◆ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は平成23年5月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 追加的記載事項

## ■ 投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	トランストrend・エンハンスド・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TER ユニット (英文名:TRANSTREND ENHANCED RISK Series Trust CLASS A TER UNITS (FOR FUND OF FUNDS ONLY))
ファンド形態	ケイマン籍契約型外国投資信託
投資方針・特色	株価指数・債券・通貨または原油・金属・農産物などの商品等、世界各国の取引所に上場されている様々な先物取引を主な投資対象とし、トランストrend・ダイバーシファイド・trend・プログラム・エンハンスド・リスク(JPY)*に基づき、trend・フォロー運用(方向性に追従してポジションを構築する運用)を行ないます。 ※トランストrend・ダイバーシファイド・trend・プログラム・エンハンスド・リスク(JPY)は、借入を行わないレバレッジの効いたエクスポージャーとなります。
信託報酬等	①管理報酬として、管理会社へ信託財産の純資産総額に対して年2.20%が当該信託財産から支払われます。なお、投資顧問会社への報酬は、管理会社が受取る管理報酬の中から支払われます。 ②上記のほか、信託財産の純資産総額に対して、受託会社報酬として、受託会社へ年0.02%(ただし、年間最低報酬は、20,000米ドルかかります。)、管理事務代行報酬として管理事務代行会社へ信託財産の純資産総額に応じて最大年0.16%(ただし、月間最低報酬は、7,500ユーロかかります。)、保管受託報酬として、保管受託会社へ年0.02%およびリスク管理報酬として、リスク管理会社へ信託財産の純資産総額に応じて最大年0.20%(ただし、月間最低報酬は、2,500米ドルかかります。)が当該信託財産から支払われます。 ③毎月の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%の実績報酬がかかります。
管理会社	ロベコ インスティテューショナル アセット マネジメント (Robeco Institutional Asset Management B.V)
投資顧問会社	トランストrend社(Transtrend B.V) トレーディング・アドバイザーとして、トランストrend・ダイバーシファイド・trend・プログラム・エンハンスド・リスク(JPY)に従い、投資顧問業務を提供しています。
受託会社	Alternative Investments Services Limited
管理事務代行会社 および保管受託会社	CACEIS Bank Luxembourg S.A.
リスク管理会社	RPM Risk & Portfolio Management AB

## 追加的記載事項

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)
投資対象	「ユナイテッド日本債券マザーファンド」
投資方針・特色	<p>①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行いません。</p> <p>②「ユナイテッド日本債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)」への投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。</p> <p>③主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合指数を上回る運用成果を目指します。</p> <p>④わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。</p> <p>⑤AA格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。</p> <p>⑥市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.21%(税抜年0.20%)の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

### 「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の運用の基本方針

#### ① 投資対象

わが国の債券を主要投資対象とします。

#### ② 投資方針・特色

- ・主としてわが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合指数を上回る運用成果を目指します。
- ・わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。
- ・AA格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。
- ・債券の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託者が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。

#### ③ 主な投資制限

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。



**U N I T E D**  
I N V E S T M E N T S